

平成 29 年度

京都府包括外部監査報告書

【概要版】

監査テーマ

「地方三公社の現状と課題について」

平成 30 年 3 月

京都府包括外部監査人

公認会計士 新井 英植

包括外部監査の結果の概要

I. 外部監査の概要

1 テーマ選定の理由

京都府では、厳しい行財政環境を踏まえ、平成8年以降、外郭団体のあり方そのものの抜本的見直しを集中的に実施し、平成29年3月までに8団体を廃止、19団体を9団体に統合されてきた。

一方で、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入や、会社法や金融商品取引法による内部統制の体制整備の義務付けなど、外郭団体の経営を取り巻く環境にも変化が生じてきている中、府民の生活や経済などの活動の基本である道路や住宅といったインフラについては、京都府が全額を出資する3つの公社（京都府道路公社、京都府住宅供給公社、京都府土地開発公社）において、事業が継続されているところである。

平成29年度の新名神高速道路の城陽・八幡間の完成により、京都を縦貫する高速道路によって、北は京丹後から南は木津川までが一つに繋がる年に、また、少子高齢化や人口減少の急速な進行、空き家の増加など社会経済情勢等の変化を踏まえた京都府住生活基本計画が平成29年1月に策定され、新たな住宅政策が期待される今日において、それぞれが求められる役割を果たしているか、また、一層の効率的かつ効果的な経営が行われているかを検証することは有意義であると考え、本テーマを選定した。

2 監査の要点

- ・ 公社の事業目的は適切であり、かつ、事業の必要性はあるか。
- ・ 府施策と公社が行う事業との役割分担は適切か。また、公社のガバナンス体制は効率的・効果的なものとなっているか。
- ・ 公社の経営は、計画性を持って経済的、効率的・効果的に行われているか。

3 監査対象

名称	略称
京都府道路公社	道路公社
京都府住宅供給公社	住宅供給公社
京都府土地開発公社	土地開発公社

Ⅱ. 会社の概要

1 目的

1.1 道路公社

京都府の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与すること

1.2 住宅供給公社

住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること

1.3 土地開発公社

京都府が実施する事業等を円滑かつ効率的に推進するため、公共施設又は公用施設の用に供する土地の先行取得等を行い、住民のくらしの基盤と環境の整備に寄与すること

2 設立団体等

	道路公社	住宅供給公社	土地開発公社
設立団体	京都府	京都府	京都府
設立年月日	平成2年3月1日	昭和40年11月1日 (注2)	昭和48年5月1日
基本財産	94億7,085万円 (注1)	1,000万円	2,000万円

(注1) 設立出資金1,000万円、有料道路事業に対する出資金94億6,085万円

(注2) 昭和25年10月26日 (財)京都府住宅協会として発足

3 人員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	道路公社	住宅供給公社	土地開発公社
役員	8 人	8 人	9 人
職員（注 3）	30 人	77 人	45 人

（注 3）総務部の併任職員を含む。

4 財務状況（平成 28 年度）

4.1 貸借対照表項目（単位：千円）

	道路公社	住宅供給公社	土地開発公社
資産合計	35,894,482	2,182,951	9,288,896
資本合計	6,862,752	1,955,977	1,525,193
借入金合計	25,663,909	-	6,884,249

4.2 損益計算書項目（単位：千円）

	道路公社	住宅供給公社	土地開発公社
事業収益	7,366,553	1,789,402	2,704,533
事業損益（注 4）	371,218	▲48,797	157,044
当期損益（注 5）	211,569	▲47,758	147,163

（注 4）事業収益－事業経費

（注 5）事業損益＋（事業外収益－事業外費用）＋（特別利益－特別損失）

Ⅲ. 監査の指摘事項および意見

1 指摘事項および意見の要約

1.1 道路公社

区分	概要 No.	項目名	本編(頁) (注 1)
指摘 (4 件)	2.1.1	許可計画との比較分析と是正措置	30, 67
	2.1.2	数値目標を設定した中期経営計画の必要性	36, 68
	2.1.3	中期経営計画の作成時期	41, 69
	2.1.4	固定資産現物確認のルール	67, 69
意見 (8 件)	2.1.5	大規模修繕計画の検討	33, 69
	2.1.6	許可計画の変更基準	31, 70
	2.1.7	通勤時間帯割引に関する利用実績の把握	38, 70
	2.1.8	NEXCO 西日本 (注 2) への公社管理道路の移管	52, 71
	2.1.9	決裁権限に関する基準が複数の規程等にわか れており不明瞭	61, 71
	2.1.10	当初起工伺の決裁権者による決裁の必要性	62, 72
	2.1.11	随意契約の妥当性	63, 72
	2.1.12	1 者のみ入札の一般競争入札	66, 72

(注 1) 「本編 (頁)」のページ数は、指摘事項および意見の内容に関する記述の冒頭のページのこと (以下同じ。)

(注 2) NEXCO 西日本株式会社のこと (以下同じ。)

1.2 住宅供給公社

区分	概要 No.	項目名	本編(頁)
指摘 (9件)	2.2.1	長期間におよぶ赤字の計上	79, 133
	2.2.2	中期経営計画の未策定	81, 134
	2.2.3	計画と実績の差異分析の未実施	83, 134
	2.2.4	府営住宅の管理委託を「指定管理者制度」へ一本化	101, 134
	2.2.5	府営住宅の空室率の減少のために取り組みの推進	114, 135
	2.2.6	公営住宅管理の府市連携のさらなる推進	116, 135
	2.2.7	府営住宅の家賃等の振込への一元化	121, 135
	2.2.8	府営住宅の家賃滞納事務の効率化・適正化	122, 135
	2.2.9	住宅相談事業の収益の適正化	129, 136
意見 (4件)	2.2.10	府営住宅管理受託事業の収益の適正化	103, 136
	2.2.11	府営住宅の家賃滞納事務の明確化	124, 136
	2.2.12	幅広い府民による住宅相談の利用を促進	127, 136
	2.2.13	長期保有の先行取得土地	132, 137

1.3 土地開発公社

区分	概要 No.	項目名	本編(頁)
指摘 (4件)	2.3.1	公有地取得事業の赤字	146, 175
	2.3.2	受託事業の赤字	149, 175
	2.3.3	簿価に算入された管理費用	154, 175
	2.3.4	中期経営計画の未策定	171, 175
意見 (5件)	2.3.5	長期保有土地 (1) 木津川運動公園土地の再取得 (2) 特定土地の検討 (3) 土地の評価と含み損の有無の検討	161, 176
	2.3.6	理事会の出席率	169, 176
	2.3.7	土地開発公社の存在意義	172, 177

1.4 公社総務部

区分	概要 No.	項目名	本編(頁)
指摘 (1件)	2.4.1	サイボウズサーバーの保管方法	195, 196
意見 (3件)	2.4.2	三公社金庫現金等保管状況月例点検の規程化 等	191, 196
	2.4.3	京都府の情報システムへの統合	195, 197
	2.4.4	業務引継書の記載事項	195, 197

2 指摘事項および意見の内容

2.1 道路公社

<指摘事項>

2.1.1 許可計画との比較分析と是正措置

平成 28 年度における道路料金収入は許可計画約 46 億円に対して、実績は約 36 億円であり達成率は 78.6%、道路交通量は許可計画 1,802 万台に対して実績は 1,444 万台であり達成率は 80.1%であった。つまり、道路料金収入および道路交通量は許可計画の概ね 8 割程度で実績が推移しており、許可計画に対して下振れしている状況となっている。ただし、低金利や維持管理費の縮減努力により、平成 28 年度の収支差額は、許可計画と同額の 13 億円を確保している。

そのような状況のなか、今後の景気の動向等を考えると本当に料金徴収期限までの出資金・借入金の償還、道路事業損失補てん引当金の引当が可能かどうか、見直しの必要性がないかどうかを適時に確認するため、毎年度許可計画と実績数値とを比較検証して随時是正措置を行うべきである。

2.1.2 数値目標を設定した中期経営計画の必要性

道路公社の中期経営計画においては、目標数値は記載されているものの、個別具体的な施策ごとの収支改善の目標数値が定められておらず、仮に策定された具体的な施策がすべて実現したとしても、どの程度の数値的改善効果があるのかが不明瞭である。

現状の道路料金収入および道路交通量は許可計画を下回っており、中期経営計画上の予測収支も許可計画よりも低く設定されている。そのため、許可計画と中期計画の予測数値との差異を埋めるために必要な改善額を把握したうえで具体的施策を検討し、具体的施策ごとの数値目標を設定したうえで、中期経営計画上の目標数値を設定しなければならない。

足元の交通量は増加傾向にあり（平成 29 年 9 月末時点で、昨年対比約 107%で推移）、長寿命化修繕計画により維持管理費の圧縮に努めるとされているため、将来的な収支改善の可能性はある。そのため、本来は、足元の道路交通量の増加

傾向や、将来の道路交通量を増加させるための施策、広告等の附随収入の獲得に伴う収益改善策、安全性を維持したうえでの経費削減策を具体的な数値に落とし込んだ形で中期経営計画を策定しなければならない。

2.1.3 中期経営計画の作成時期

中期経営計画の作成時期および対象期間が明確に定められていない。実際、京都縦貫自動車道の延伸に伴い交通量の予測が困難であったという要因はあるものの、第一期中期計画が完了した平成27年度には第二期中期計画は策定されず、翌年の平成28年度に第二期中期経営計画が策定されている。

中期経営計画は通常、中期経営計画の最終年度に翌年以降の中期経営計画を新たに策定するものである。中期経営計画が無い状態では適切な目標管理ができない。そのため、中期経営計画の作成時期および対象期間が定められておらず、中期経営計画の無い年もある状態は問題であり、中期経営計画の作成時期および対象期間を明確にする必要がある。

2.1.4 固定資産現物確認のルール

備品等の固定資産に関しては、定期的に現物を確認し、実在性を確認する必要がある。しかしながら、固定資産の現物確認を行う際のルールを確認したところ、現物確認のルールは特に定められていないとのことであった。

備品等の固定資産については実在性を定期的に確認するため、現物確認を行う際のルール（方法、頻度等）を明確にし、現物確認した結果を記録として残すべきである。

<意見>

2.1.5 大規模修繕計画の検討

将来的に大規模修繕費用の発生が見込まれる場合には、金額も莫大になることから、将来計画に織り込む必要があると考えられる。民間の高速道路会社においては、大規模修繕費用に関して将来的に見込まれる経費の総額を把握し、それ

に基づいて、料金徴収期間を延長する手続きを行っているところもある。

一方で、道路公社の場合、支出額が大きくなる大規模修繕については京都府との関係で検討する必要がある、民間の企業と同様に大規模修繕計画を策定することにはならない面がある。

道路公社では、平成 55 年までの管理期間内の維持修繕を適正に実施するために長寿命化計画を現在策定中である。また、平成 55 年以降のことについては、京都府管理の橋梁等では、今後、改定する京都府の長寿命化計画で架替等を含む大規模修繕を反映することとしており、その中で道路公社管理施設も対応することとなる。

大規模修繕計画については、これらの状況を勘案し、継続して検討を進められたい。

2.1.6 許可計画の変更基準

収支予算の明細に関しては、道路整備特別措置法第 10 条第 5 項に基づき、毎年度近畿地方整備局に変更の届け出が行われているが、平成 27 年 6 月以降、許可計画に関する変更許可の申請は行われていない。

この点、道路交通量実績は当初の許可計画よりも下回っている状況であり、許可計画どおりの出資金・借入金の償還、道路事業損失補てん引当金の引当が可能かどうかを鑑みた場合、許可計画の変更許可の申請が必要な状況とも思われる。しかしながら道路整備特別措置法以外に変更許可の申請が必要となる具体的な基準を明示したものは無い。

そのため、変更許可の申請が必要かどうかを判断する基準は、道路公社が自ら明確に定めることが望まれる。なぜならば、基準が曖昧なまま、許可計画上の収支に対して実績収支の下振れが継続していった場合には、重要な経営判断が遅れてしまうからである。

2.1.7 通勤時間帯割引に関する利用実績の把握

通勤時間帯割引制度は道路公社が独自に判断でき、道路公社の収支改善につ

なげるための重要かつ有効な手段である。しかしながら、別途費用がかかるとの理由から通勤時間帯割引の実績の把握・評価ができていない。京都府道路公社経営計画マネジメントチームも指摘しており、また第二期中期経営計画における具体的取組とされていることから、まずは通勤時間帯割引制度に関して、割引実績金額の把握・評価を行うことが望まれる。

2.1.8 NEXCO 西日本への公社管理道路の移管

京都縦貫自動車道は、早期に府域の南北軸を構築するため、京都府も道路公社を立ち上げ北部の建設を担い完成に至った経過や、関西圏全体の経済活性化や南海トラフ巨大地震におけるリダンダンシー確保等に大きく寄与する府域を超えた広域的な高速道路であることから、国に対し NEXCO 西日本での一体管理を要望しているが、NEXCO 西日本に移管することは、道路公社および京都府の財政的な観点からも望ましいものと思われる。他方で NEXCO 西日本に移管した場合には、移管した道路に関して道路公社や京都府が関与することができなくなるというデメリットもあり、プラスの面ばかりではない。

このため、これまでの経過および道路の位置付けや、少なくとも 5 つの要因（大規模更新工事費用、大規模更新工事費用の費用負担、移管後の収益獲得の機会損失、京都縦貫自動車道が将来無料化した場合のプラスとマイナスの経済効果、移管する場合の譲渡価格）など多角的な検討が今後も進められることを期待したい。

2.1.9 決裁権限に関する基準が複数の規程等にわかれており不明瞭

予算令達・起工決定・契約の締結に関する決裁区分に関しては、まず①「京都府道路公社会計規程第 7 条第 2 号」において事務の一部について管理事務所長への委任を可能とし、②「5 京道公第 99 号理事長通知」において、その具体的な委任の範囲を定めている。そのうえで③「京都府道路公社事務決裁規程第 3 条」において本社所管の場合の決裁区分を定めている。これらの規定をそれぞれ適用して事務処理を行っているものの、優先適用順序について明文化された規定は無い。

このように、決裁権限に関する基準が複数の規程・通知文書にわかれており、また優先適用順序も定められていないため、それぞれの関係性がわかりにくい状況となっている。そのため、例えば通知文書の内容を決裁規程に組み入れるなどの対応により、第三者が見ても決裁権者が明らかになるようにしていくことが望まれる。

2.1.10 当初起工時の決裁権者による決裁の必要性

設計金額が当初請負契約額の30%を超える場合には、管理事務所だけで判断するのではなく、本社との設計協議が必要とされている。サンプルとして確認した取引に関しては、本社との設計協議は行われていたものの、起工時の決裁権者である常務理事は決裁しておらず、事務局長により決裁がなされていた。本社との協議が行われる際の決裁権者については明文化された規定は無いが、このような状態では、設計金額の増加について常務理事による決裁が事後となってしまう。そのため、設計協議には起工時の決裁権者が決裁するべきであり、常務理事が設計協議で決裁するべきではないかと考える。

2.1.11 随意契約の妥当性

雪氷対策業務（中区分）に関して、随意契約により契約が行われているが、雪氷対策業務（北区分）および雪氷対策業務（南区分）に関しては指名競争入札が行われている。中区分においても当初は指名競争入札が行われていたが、他の応募者がいなくなり随意契約としたとのことである。

今後は、発注時において他に施工能力のある入札参加希望者がいないかどうかの把握に努め、他の参加者が見込める場合は中区分においても、北区分および南区分と同様に競争入札を行うことが望まれる。

2.1.12 1者のみ入札の一般競争入札

料金収受業務および交通管理・管制等業務については、一般競争入札の方法がとられているものの、長期間にわたり受託者以外の業者が入札に参加した実績

が無い。一般競争入札の方法自体に問題は認められないが、長期間にわたり 1 者のみが入札となっている状況は、適切な競争環境にあるとはいえない。

特に交通管理・管制等業務については、道路公社設立当初に企画提案により随意契約の形で民間企業が受託しており、それ以降一般競争入札となっているものの、一度も他の業者が入札に参加した実績が無い。

市場の競争原理を適切に働かせるためにも、入札参加者が複数出てくるための努力をさらに行う必要があると考える。

2.2 住宅供給公社

<指摘事項>

2.2.1 長期間におよぶ赤字の計上

住宅供給公社では、平成26年度を除き、直近10事業年度、継続して赤字が計上されている。平成26年度についても補助金と消費税の還付金という特殊事情があり、それがなければ他の年度同様赤字である。堀川団地再生事業のため家賃収入が減少しているという事情もあるが、個別にも赤字の事業が多く、独立した事業体としては問題である。また京都府としても持続可能な財政構造を確立するため、外郭団体に対して自主的・自立的経営の確立を求めており、さらなる収入確保や経費節減等を通じて黒字化していく必要がある。

2.2.2 中期経営計画の未策定

「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン」が平成27年6月に京都府より策定されている。そこでは住宅供給公社を含む外郭団体に中期経営計画の策定、実行および進捗管理が求められている。しかし住宅供給公社ではいまだに中期経営計画が策定途中となっている。中期経営計画の策定は住宅供給公社の黒字化に向けた経営改善に資するものであるから、早期に策定されるべきである。

2.2.3 計画と実績の差異分析の未実施

住宅供給公社では毎事業年度、事業計画および資金計画が作成されているが計画と実績の差異について十分に分析する必要がある。計画を策定するということは、計画との差異を分析し、次の計画、実行へと反映させることが必要不可欠である。今後、中期経営計画の策定においても同様である。

2.2.4 府営住宅の管理委託を「指定管理者制度」へ一本化

公営住宅の管理委託は、「管理代行制度」によって行われているが、管理代行制度は、管理受託者の選定において民間も含む各種団体への公募制度をとらな

いため、民間のノウハウ、活力、経営力の活用が阻害され、コスト削減に加え、高齢化社会への対応や子育て世代への支援に資するサービスの向上など創造性の発揮の面でデメリットがある。

この間、民間等では住宅管理のノウハウも蓄積されており、「指定管理者制度」の導入は、競争原理の中での住宅供給公社の在り方や存在意義を再考するという点においても有効と考える。

「管理代行制度」から「指定管理者制度」への移行を推進すべきである。

また、京都府においても、「指定管理者制度」への移行にあたっては、業務の範囲や指定管理料の予算において、民間企業が企業努力による収益構造を確立できるような配慮が併せて望まれる。

2.2.5 府営住宅の空室率の減少のために取り組みの推進

府営住宅の空室率は年々増加傾向にある。以下の施策を検討すべきである。

- ① 随時募集への変更
- ② 先着順の募集物件の設定
- ③ 補欠当選者の第2順位までの拡充
- ④ 募集スケジュールの再検討
- ⑤ 応募方法のインターネットの活用
- ⑥ 1回の募集に複数室応募の検討
- ⑦ 目的外使用の可能性の検討

2.2.6 公営住宅管理の府市連携のさらなる推進

「利用者の利便性からの視点」から、公営住宅の、申込方法、募集窓口などの統一化、一元化についてスピードを上げて推進すべきである。

また、「業務の効率化の視点」から京都府住宅供給公社、京都市住宅供給公社、各市の役割分担、相互連携をさらに進め効率性向上の可能性を追求すべきである。

2.2.7 府営住宅の家賃等の振込への一元化

現在現金での収受となっている家賃および敷金を、紛失や不正リスクの軽減のため、原則として振込に一元化すべきである。これにより業務の効率性も向上すると考える。

2.2.8 府営住宅の家賃滞納事務の効率化・適正化

家賃滞納整理事務の効率化のため、延滞家賃の徴収業務を債権回収のノウハウを持つ民間債権回収会社へ委託、滞納家賃回収専属職員の編成、連帯保証人として保証会社の利用などについて検討すべきである。

2.2.9 住宅相談事業の収益の適正化

住宅相談事業については、赤字が継続しており、かつ平成29年度の予算においても赤字見込みとなっている。黒字化に向けた経費削減等を早急に実施すべきである。

<意見>

2.2.10 府営住宅管理受託事業の収益の適正化

府営住宅管理受託事業については、赤字が継続しており、かつ平成29年度の予算においても赤字見込みとなっている。

住宅供給公社は、府営住宅の管理を受託するのであれば、委託者である京都府と赤字とならないようしっかりと事業内容等を検討し、黒字化に向けた対策を講じるべきであると考えます。

2.2.11 府営住宅の家賃滞納事務の明確化

家賃滞納事務において、その対応を明確にするため、各センターの担当者で情報共有する仕組みや、横断的な回収チームの編成、京都府と連携してより詳細な対応マニュアル整備などを検討されたい。一方で、生活困窮者に対する対応については福祉部局との更なる連携をお願いしたい。

2.2.12 幅広い府民による住宅相談の利用を促進

住宅相談のニーズは、京都府の中心部だけでなく、北部や南部地域にもあるはずである。京都市以外の地域において、出張「専門相談」の機会を設けることを検討されたい。

また、年間相談回数の制限、一定の回数以上の有料化などについて、より幅広い府民の公平な利用の観点から検討されたい。

2.2.13 長期保有の先行取得土地

平成13年度に先行取得した上植野団地の関連用地については、向日市の都市計画道路予定地となっており、現在も住宅供給公社が保有しているが、いまだ処理の方向性は見えていない。この先行取得は、京都府が住宅供給公社に買取りを要請したものであるが、京都府はその後の処理については約束しておらず、現在、再取得は向日市か京都府かどちらが行うかの結論は出ていない。今後の方向性について、向日市、京都府、住宅供給公社の関係者間において協議し、処理の方向性を明確にし、なるべく早期に解決されることを望む。

2.3 土地開発公社

<指摘事項>

2.3.1 公有地取得事業の赤字

土地開発公社の公有地取得事業は、直近 5 事業年度において事業総損益が継続して赤字である。

これは土地開発公社が当該用地を取得したコスト以下でしか、国および京都府が引取らないことによる。

土地開発公社は、取得原価が正しく算定されたものであるならば、国および京都府に対して相応の価額で再取得するよう引続き要請を行うべきである。

2.3.2 受託事業の赤字

受託事業は、NEXCO 西日本からの委託業務であるが、直近 5 事業年度において事業総損益が継続して赤字である。

国家的事業とはいえ実施者は民間企業であり、たとえ京都府の施策推進のためだとしても土地開発公社が損失を負担するのは問題がある。

当該業務について、NEXCO 西日本と協定内容の見直しを協議する必要がある。

2.3.3 簿価に算入された管理費用

「土地開発公社経理基準要綱」では、「公社の販売及び一般管理業務に関して経常的に発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする」としている。

しかし、土地開発公社は、管理部門と思われる人件費および諸経費を、公有用地の簿価に配賦している。

一般的な観点から一般管理業務と思われるものは、要綱に従い、一般管理費として処理するよう見直すべきである。

2.3.4 中期経営計画の未策定

平成 27 年 6 月に京都府が発した「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガ

イドライン」は、中期経営計画の策定を求めているが、土地開発公社では、計画が策定されていない。

土地開発公社の主たる事業である公有用地の先行取得事業は、国や府の予算の状況により次年度以降の事業計画が変動する可能性があり、有効な中期計画の策定が難しいという状況はあるが、京都府と協議を行い、当該計画策定の要否を検討すべきである。

<意見>

2.3.5 長期保有土地

(1) 木津川運動公園土地の再取得

木津川運動公園土地は、土地開発公社が取得して京都府に再取得されないまま約 20 年が経過している。

しかし、近年、公園を取巻く環境も変化してきており、公園計画も進展している状況であるので、京都府による早期の再取得が望まれる。

(2) 特定土地の検討

木津川運動公園土地が、「土地開発公社経理基準要綱」にいう「特定土地」に該当しないことを、再度、慎重に検討いただきたい。

(3) 土地の評価と含み損の有無の検討

土地開発公社は、木津川運動公園土地を特定土地と認識していないため、当該土地の評価額を算定していないが、事業を推進するうえで、当該土地を正當に評価し、含み損の有無を調査・検討することは、経営上たいへん重要であると考え

2.3.6 理事会の出席率

平成 26 年度から平成 28 年度までにおける理事会で、理事 7 人が実際に全員出席した理事会はなく、出席率が悪い。欠席理事の多くは京都府職員の理事である。

土地開発公社では理事会が最上位の意思決定機関であるので、通常年に 2 回しか開催されない理事会には、全理事が日程を調整し可能な限り実際に参加することが望まれる。

2.3.7 土地開発公社の存在意義

京都府における土地開発公社の存在意義は、組織面と資金（借入）面における機動性が確保されることにあると考える。

しかし、事業化まで長期間保有する土地が生じたり、金融機関の借入金利が生じたりという負の側面もあると思われるので、土地開発公社および京都府において、公社の在り方を、再度、多面的に検討する必要があると考える。

2.4 公社総務部

<指摘事項>

2.4.1 サイボウズサーバーの保管方法

サイボウズはグループウェア、スケジュール管理等情報管理業務において重要なシステムであるが、資料室のラック外に保管されており、重要なシステムの管理方法として問題がある。したがって、サーバー保管用ラックにて保管する等、適切な保管を行うべきである。

<意見>

2.4.2 三公社金庫現金等保管状況月例点検の規程化等

三公社金庫現金等保管状況月例点検は毎月実施されているが、重要な業務であるため、これを規程等を含めることが望まれる。

2.4.3 京都府の情報システムへの統合

公社業務が京都府の業務に重要な影響を与える状況を勘案すると、公社の情報システムをすべて京都府のシステムに統合することも検討することが望まれる。

なお、京都府のシステムへの統合は公社主導で進めることは困難であり、京都府の主導で進めるべきことは言うまでもない。

2.4.4 業務引継書の記載事項

業務引継書に記載すべき事項が定められていないため、三公社の業務の重要性および特殊性に鑑み、業務手順書において最低限記載すべき内容を定めておくことが望まれる。

また、業務引継書の中には、いわゆるマニュアル等に相当するような素晴らしい書類が存在するので、そのような書類は正式にマニュアル化することが望まれる。

以上